

あきる野市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金のお知らせ

あきる野市では、特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害拡大を防止するため、市内に植生するクビアカツヤカミキリによる被害木又は被害にかかるおそれのある樹木を所有、管理する方が行う防除又は伐採に要する経費の一部を補助します。

※ 被害木とは、フラス（クビアカツヤカミキリの幼虫の排せつ物と木くずが混ざった物）が確認されている樹木のことを指します。

1 補助金を受けることができる方（申請者）

補助金を受けるには、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 市内の被害木又はクビアカツヤカミキリによる被害を受けるおそれがあるサクラ、ウメ、モモ（ハナモモ含む。）、スモモ等のバラ科の樹木の所有者又は管理者
- (2) 市税の未納がない方

2 補助の対象となる事業と補助金額

区分	補助対象事業	補助金額
防除	・薬剤の注入（幼虫の防除） ・粘着剤、薬剤の散布（成虫の防除） ・ネット巻き（成虫の防除）	補助対象経費の2分の1の額又は、 10万円のいずれか低い額
伐採	・伐採（ <u>被害木のみ対象</u> ） ※ 焼却処分、チップ化等による処分が必要 ※ 9月から翌年の3月までの間に行うこと	補助対象経費の2分の1の額又は、 20万円のいずれか低い額

注1 補助金の交付は、予算の範囲内で行います。

注2 補助金の額は、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

注3 同一の対策の区分に対して同一年度1回限りとし、合計20万円を限度とします。

注4 補助対象事業は、東京都が作成するクビアカツヤカミキリ防除の手引に沿って行う対策を行う事業とします。

注5 薬剤については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）により登録されている農薬に限ります。

3 申請に当たっての注意事項

- (1) 書類の作成に当たっては、消えるボールペン、鉛筆書きによるものは不可です。
- (2) 提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (3) 補助金交付申請時において納税状況等の確認その他必要な調査のため、環境政策課から関係部署に確認を行います。

4 申請方法

事前相談を終えた後、必要な書類を全て揃え、下記提出先へ持参又はメールにてご提出ください。

申請書等提出先

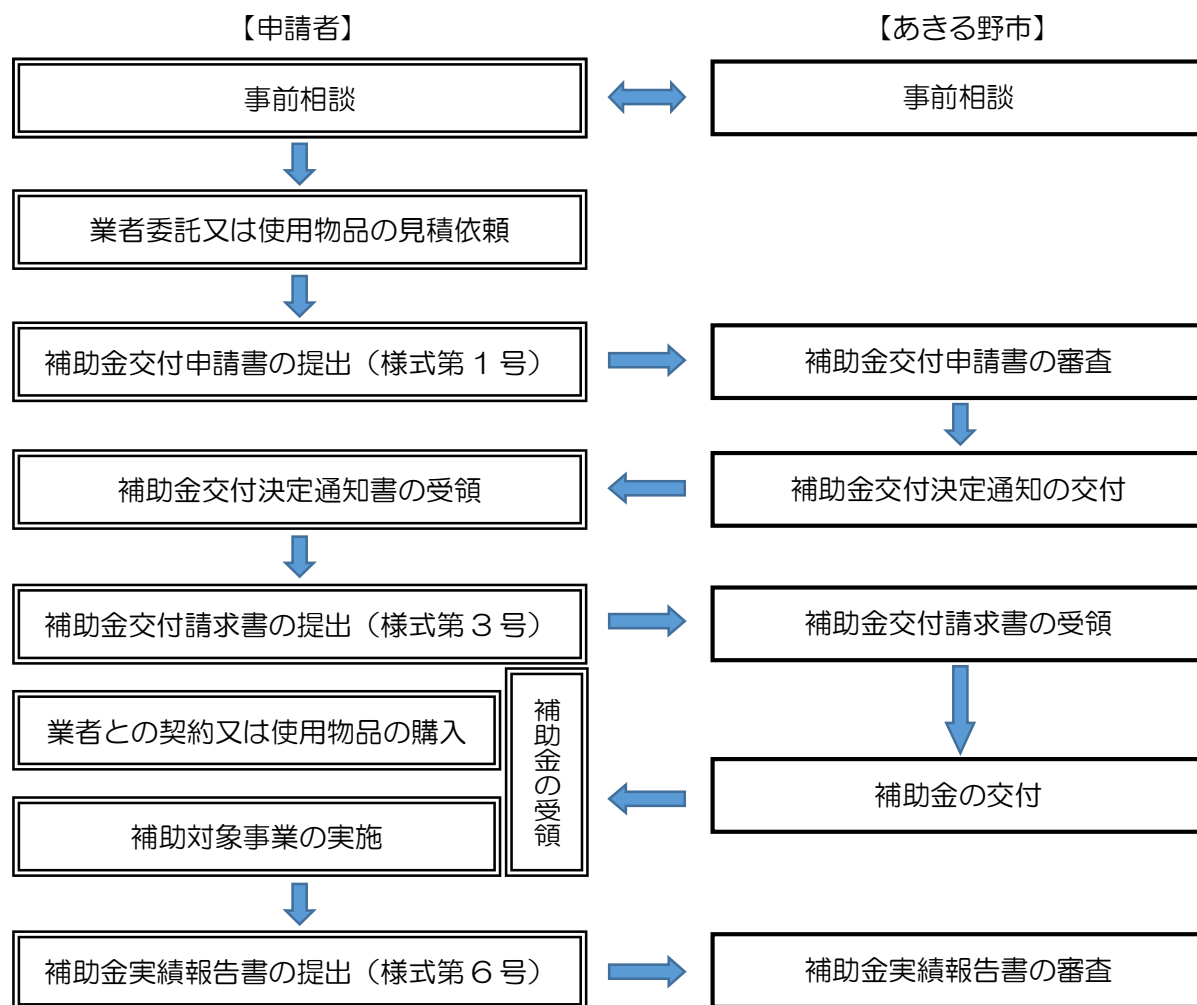
あきる野市 環境農林部 環境政策課 環境政策係

住所：あきる野市五日市411（五日市出張所内） ※ 8：30～17：15 土日・祝日除く

メールアドレス：040601@akiruno-info.tokyo.jp

※ あきる野市役所本庁舎では受付けておりませんので、ご注意ください。

5 補助金申請から実績報告書提出までの流れ



注1 補助金の交付に関する各種様式等は、市ホームページからダウンロードできます。

注2 事前相談後、補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類を提出してください。

注3 業者との契約又は使用物品の購入は、補助金の交付決定後に行ってください。

注4 補助金交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。

注5 補助事業の内容を変更する場合は、事前に相談していただくとともに、変更等承認申請書（様式第4号）と添付書類を提出してください。

注6 補助事業完了後、速やかに補助金実績報告書（様式第6号）と添付書類を提出してください。

注7 補助対象事業は、必ず同一年度内に完了してください。

注8 補助金の交付申請、請求等に係る書類を5年間保存してください。



クビアカツヤカミキリはサクラ、ウメ、モモ、スモモ等のバラ科の樹木に寄生し、幼虫が内部を食い荒らすことで樹木を枯らす、特定外来生物に指定された外来種の昆虫です。

樹木の食害により、生態系への影響、農業への影響、倒木等による人への影響を及ぼす可能性があります。
駆除にご協力をお願いします。



問合せ先

あきる野市五日市411（五日市出張所内）

あきる野市 環境農林部 環境政策課 環境政策係

電話：042-595-1110（直通） ※ 8:30~17:15 土日・祝日除く